

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	国際課税原則の見直し（総合主義から帰属主義への変更）に関する所要の税制措置を講じること。具体的には、外国法人等の申告対象を恒久的施設（PE）に帰属する所得に限定すること。 なお、PEに帰属する所得の範囲については、本支店間の取引を認識することを前提とするOECDのアプローチ（AOA）を踏まえて見直すにあたり、金融機関への影響を十分に考慮すること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （ — ）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 アジアのメインマーケット・メインプレーヤーとしての地位を確立するために、国際課税原則をグローバル・スタンダードに合わせて帰属主義に変更し、我が国金融・資本市場の魅力を高める。 (2) 施策の必要性 国際課税原則については、OECD加盟国のほぼ全てにおいて、外国法人等が国内に恒久的施設（PE）を有する場合、PEに帰属する所得のみが申告対象とされている（帰属主義）。 しかしながら、我が国においては、外国法人等が国内にPEを有する場合、PEに帰属しているか否かを問わず、すべての国内源泉所得について申告が必要である（総合主義）。このような税制はグローバル・スタンダードから乖離しており、対内投資の阻害要因となっている状況である。 我が国においても、国際課税原則を見直し、総合主義を帰属主義に変更することにより、対内投資の阻害要因を除去し、我が国金融・資本市場の魅力を高める必要がある。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	IV—1 国際的な政策協調・連携強化
		政 策 の 達 成 目 標	対内投資の阻害要因を除去することにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着を図ること。
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の 達 成 状 況	新設要望のため、該当せず。
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	恒久的施設を有する外国法人等によって活用されることが見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段として の有効性)	恒久的施設を有する外国法人等によって活用されることにより、多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着が図られることが見込まれる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	なし
		予算上の 措 置等の 要求 内容 及び金 額	なし
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	なし
		要望の措置 の 妥 当 性	OECD加盟国がほぼ一致して採用する国際課税原則と平仄を合わせた措置であり、妥当である。
適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措 置 の 適 用 実 績		新設要望のため、該当せず。
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)		新設要望のため、該当せず。

	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯		平成 23 年度からの継続要望である。